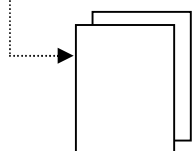


## 相続税納税猶予適格者証明 提出書類

	添付書類		提出部数	相続登記完了	相続登記未完了
1	相続税の納税猶予に関する適格者証明書	・押印は必要ありません。	2部	◎	◎
2	特例適用農地等の明細			◎	◎
3	求積図	・1筆の一部がある場合		○	○
4	登記事項証明 (全部事項証明)	・原本 <span style="font-size: 2em;">[</span> 写しをお持ちいただければ <span style="font-size: 2em;">]</span> 原本はお返します。 ・3か月以内のもの	1部	◎	◎
5	公図の写し		1部	◎	◎
6	案内図	・縮尺 1/2, 500 以上	1部	◎	◎
7	遺産分割協議書 または遺言書	・原本 <span style="font-size: 2em;">[</span> 写しをお持ちいただければ <span style="font-size: 2em;">]</span> 原本はお返します。 ※遺産分割協議書または遺言書内に相続開始年月日が記載されていない場合、被相続人の死亡したことが分かる書類（除籍謄本等）を添付してください（原本還付可）。	1部	—	◎
8	相続税納税猶予適格者証明書チェック表	・チェック項目すべてが「該当」となることを確認したもの	1部	◎	◎
9	現地写真	・申請地全体が把握できる、3か月以内に撮影したもの ※現地調査の事前資料として使用します。 耕作状況の他、農地に倉庫等の工作物、コンクリート敷、砂利敷等がある場合は、現況が分かるよう撮影してください。	適宜	◎	◎

**★ 当月分は 毎月 21 日 に締め切ります**

提出書類 1, 2 を両面コピーまたはホチキス止め



← 求積図 (1筆の一部がある場合)

倉庫等は除外対象となる場合があります。この場合は「3求積図」が必要となります。

川崎市農業委員会事務局  
TEL 044 (860) 2461